

「(仮称) 製造現場管理講座」及び「(仮称) 製造現場基礎講座」 に係る企画・研修委託業務仕様書

公益財団法人京都産業21

上記業務に伴う仕様は、下記のとおりとする。

記

1 委託業務名

「(仮称) 製造現場管理講座」及び「(仮称) 製造現場基礎講座」に係る企画・研修委託業務

2 委託業務の目的

公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）では、京都の未来をひらく次世代産業人材活躍プロジェクト*の一環として、スマート産業関連生産性向上事業（高度戦略マネジメント分野 人材育成事業）を実施している。本事業は、研修・セミナー等を通じて良質で安定的な雇用機会の拡大及び職場定着の促進を担う経営人材（経営者層、幹部層、責任者等）を育成することをねらいとし、各種連続講座と財団コーディネートによる企業伴走支援を一連で行うものである。

今回、「(仮称) 製造現場管理講座」では、製造現場の責任者（候補者）として必要かつ重要な管理技術（工程・原価・品質）の理解を深め、現場で浸透・展開できる力を磨くと共に、全体最適化の視点に立って課題解決する思考を養い、持続的に製造現場の価値を向上できる製造部門（工場）管理責任者を育成するため次の点を学ぶ連続講座を開催する。

1. 製造現場の提供価値と収益の関係性、生産性の概念等を理解し、「製造現場の価値向上」を考える。
2. 全体最適を意識し、問題解決アプローチと組織づくりを学ぶ。
3. 組織づくりに必要なマネジメント強化方法を学び、向こう3年の価値向上シナリオを作成する。

また、「(仮称) 製造現場基礎講座」では、生産性を高めるための着眼点や仕組みの定着化、生産現場の機能や役割を理解できる監督者（係長・主任・班長・リーダー）の育成を目指し、次の点を学ぶ連続講座を開催する。

1. 生産現場において着眼点や仕組みづくりの理解を深め生産性を高める
2. 「基準づくり」や「5S活動」等の理解を深め生産現場で実践・定着化をおこなう
3. 主体者として身近な業務改善の実践と向こう1年の改善計画作成及び実践

*本プロジェクトは、2019年4月から、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、京都の主要産業であるものづくり産業、非正規率の高い観光関連産業、特に人手不足が深刻な建設業を対象として、産学公・公労使の「オール京都」体制のもとで、AI、IOT技術等を活用した生産性向上や就労環境改善に取り組み、質の高い安定的な雇用を創出することを目的とした事業です。

◎受講後の姿：

「(仮称) 製造現場管理講座」

- ・ 自社全体の経営活動を理解しまた、損益構造を理解することで、製造部門活動の各要素が業績に与えるインパクトを把握している。製造部門の責任者として管理技術を理解し、現場において継続的に展開できる。
- ・ 製造現場の本質的問題に対し、解決法を理解し全体最適の視点で解決策を提案できる。
- ・ 製造現場の「価値向上」につながる組織づくりを継続・実践できる。

「(仮称) 製造現場基礎講座」

- ・ 製造部門の機能を確認し、生産性向上につながる着眼点や改善活動の目的と意義を理解している。
- ・ 製造部門の生産性を高める上での基準づくりや必要な観点を理解し、製造現場内での実践展開や定着化を図ることができる。
- ・ 先ずは自身の業務内から成果が出る仕組みの構築をおこない、自ら作り描いた改善計画シナリオを継続して実践できるようになる。

3 委託業務の内容 「(1) カリキュラムアウトライン」、「(4) 対象者」以外は「(仮称) 製造現場管理講座」、「(仮称) 製造現場基礎講座」ともに共通)

(1) カリキュラムアウトライン

上記「2 委託業務の目的」を最大限に達成できるよう、演習や具体的事例等を豊富に扱い、必要な分析方法・思考方法・技術知識・ノウハウ・スキル等を獲得できるよう提案者の専門的知見やノウハウ、ネットワークを活かした創意工夫ある提案をすること。

また、次の3つについて必ず講座に盛り込むこと。

- 必須事項：①講座の成果として、カリキュラム終盤に、「(仮称) 製造現場管理講座」は受講者各自「中長期（3年程度）に向けた製造現場改善シナリオ」（最終アウトプット）、「(仮称) 製造現場基礎講座」では受講者各自「短期的（1年程度）活動に向けた課題抽出と具体的行動シナリオ」（最終アウトプット）の作成を盛り込むこと。
- ②①の内容を、受講者各自が上司または経営者層にプレゼンし、評価をもらう工程を組み込むこと。（宿題として良い）
- ③受講者各自が作成した①に対して講師からコメント・アドバイスを書面にて行うこと。

(2) 講師、カリキュラム

目的を最大限に達成するため、担当講師及びカリキュラムについて上記アウトラインにそって、提案者の専門的知見やノウハウ、ネットワークを活かした創意工夫のある提案をすること。

(3) 各回プログラムの構成要素及びネーミング

相互啓発を引き出す創意工夫、最終アウトプットに向けての創意工夫として、必要に応じて、座学、グループ討議・演習・発表、個人演習、事例研究、事前・事後課題等を盛り込み、可能な限りグループ討議の時間を取ること。また各講座内容について分かりやすいネーミングをつけること

(4) 対象者

「(仮称) 製造現場管理講座」

京都府内に主たる事業所を有する製造業の中小企業の製造部門（工場）管理責任者、責任者候補

「(仮称) 製造現場基礎講座」

京都府内に主たる事業所を有する製造業の中小企業の製造部門（工場）係長・主任・班長・リーダー等

京都府内に事業所を有するものづくり関連事業者のうち 23 種

※ただし、業種は統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による

(5) 回数

各講座とも全 3 回

(6) 定員

20 名

(7) 開催期間

令和 2 年 7 月～9 月目処

(8) 開催時間と場所

平日の昼間で提案すること。

（開始時間は午前 10 時以降とすること。）

京都市内で候補会場を提案すること。

ただし、目的を達成するより良い時間と場所を提案することを妨げない。

(9) 経費負担

財団は、広報、会場手配、受講者募集・決定、受講料徴収を行うこととし、それに係る経費は財団が負担する。

その他の経費については、提案者の負担とする。

4 個人情報の保護

上記項目以下、「(仮称) 製造現場管理講座」、「(仮称) 製造現場基礎講座」共通)

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

5 再委託の禁止

(1) 受託者は、財団の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(2) 財団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- ① 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超えている場合
- ② 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

6 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

7 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとする。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとする。

(2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。

(3) 経費を積算するにあたっては、本講座で使用する教材数を受講者定員数分に財団用 8 部を加えて積算すること。

(4) 本事業は令和 2 年度京都府予算の議決に基づく京都府との委託契約の締結を前提とした事業です。委託契約の締結がなされない場合には、事業化されませんので、あらかじめご了承ください。